

令和7年度 部活動規定

1 はじめに

- (1) 部活動とは、生徒の自発性・自主性を育むと共に、全職員の理解と協力によって行われる教育活動である。
- (2) 部活動を通じて、ルールや時間を守る態度を養成し、並びに粘り強い精神力と健康な体を作り、併せてあいさつや礼儀、感謝の気持ちを身に付けることを目的とする。

2 入部・退部・転部

(1) 入部

生徒・保護者は、「部活動入部願」を提出し、担任・各部顧問・学校長の承認を受ける。毎年度、この手続きを踏むものとする。

(2) 退部

生徒・保護者は、「部活動退部願」を提出し、担任・各部顧問・学校長の承認を受ける。

(3) 転部

退部の手続きを踏んだうえで、新たに入部の手続きをとる。

(4) 1年生の入部について

- ① 部活動説明会後、4月9日（水）から見学期間とする。見学は練習に参加できない。
- ② 入部届けの提出期限は、4月9日（水）～4月30日（水）までとする。
- ③ 練習への参加は、入部願を出した者に限る。

3 活動時間

- (1) 平日は、下記の時間によるものとする。下校時刻は、「校門を出る時間」を指す。

期 間	下校・スクールバス時刻	期 間	下校・スクールバス時刻
4月	18:30	10月9日まで	18:00
5月	18:30	10月10日以降	17:45
6月	18:30	11月	17:30
7月	18:30	12月	17:30
8月	原則午前中活動	1月	17:45
9月22日まで	18:30	2月	18:00
9月23日以降	18:15	3月	18:15

- ※ 9月は、体育大会以降の下校時刻は、18:15とする。
- ※ 10月は、始良伊佐地区新人大会以降の下校時刻は、17:45とする。
- ※ 始業式・終業式・修了式等は、下校時刻は、16:00とする。
- ※ 5時間授業の場合、下校時刻は、17:45とする。
- ※ 午前中授業（4時間授業等）と土曜授業のときの下校時刻は、16:00とする。
- ※ 長期休業中の活動は、別に定めた計画によって行うものとする。
- ※ 3学期の学年末テストのS校時の日は、部活動が可能であれば、下校時刻は、17:00とする。

- (2) 大会等による時間延長・場所の変更についての申請条件

大会による時間の延長、場所の変更は、保護者の承諾のもと、職員会（職員会議、職員朝会、部活動顧問会等）で検討し、学校長の判断によって認める場合もある。また、延長の場合は生徒の安全面を考慮し、保護者が確実に送迎するものとする。

＜条件＞

- ① 延長の認められる期間は、練習時間の最も短い期間（11月、12月、1月の期間）に限り、延長できる時間は30分とする。

② 延長が認められる大会は、県大会以上とする。

③ 延長の期間は、大会前 1 週間に限る。

(3) 休日の練習

必ず顧問または副顧問がついて指導にあたる。生徒だけでは絶対に練習しない。また活動時間は、部員の疲労や体力を考慮した時間とする。

(4) 定期テストに対する配慮

期末テスト「6 日前」及び中間テスト「3 日前」は「テスト期間」とし、その間の練習は原則として中止する。テスト期間中、大会に参加するために練習を行う場合には、保護者の承諾のもと職員会で検討し、1 時間程度の練習を認める。また、この場合においても生徒の安全面を考慮し、スクールバス生は保護者が確実に送迎するものとする。

(5) 朝練習に対する配慮

朝練習は保護者の承諾のもと、職員会で検討し、学校長の判断で認める。必ず顧問または副顧問がついて指導にあたり、生徒だけでは絶対に行わない。活動時間は 45 分を限度とする。また、この場合においても生徒の安全面を考慮し、保護者が確実に送迎するものとする。

※ テスト期間中は、朝練習を行わない。

(6) 長期休業中の練習に対する配慮

原則として、午前（8：00～11：30）に行い、部員の疲労や体力を考慮した時間とする。

(7) 学校外の施設利用

学校内での活動を原則とするが、やむを得ず校外の施設を利用する場合には学校長の許可を得て、その旨を保護者へも連絡しておくこと。

(8) 昼休みの練習に対する配慮

昼休みは生徒の心身の休養を第一に考え、原則として練習は行わない。

(9) 生徒の心身の健康に対する配慮（適切な休養日等の設定）

心身の健康を考慮し、原則として学期中は週当たり 2 日以上の休養日を設ける。水曜日をノー部活動デーとし、土曜日及び日曜日（以下「週末」）は少なくとも 1 日以上を休養日とする。週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。（平成 30 年度 2 学期より実施）

4 服装

(1) 練習時の服装は、各部で定められたものとする。

(2) 登下校の服装は、休日も含めて、学校ジャージか制服、または各部で定められた服装とする。

5 昼食

(1) 休日等や行事等都合により午後から練習をする場合の昼食は、弁当持参か、自宅でとるものとする。やむを得ず購入しなければならない場合は、必ず顧問の許可を得ること。

(2) 各部ごとに顧問が指示した場所で摂る。後片付けをしっかり行うこと。

6 部室、用具の使用について

(1) 部室の清掃は、各部で責任を持って、定期的に行う。

(2) 部室内では、絶対に飲食をしない。

(3) 部室の利用の仕方が悪い場合には、部室の使用を禁止する。

(4) 部活動で使用する物以外を置かない。

- (5) 部活動の用具は、部活動費（育成会費、部費等）で購入する。ただし、不足分については個人負担とする。
- (6) 用具や活動場所の使用状況が悪ければ、使用を禁止する。
- (7) 体育館のワックス掛けは、12月の最終日に体育館使用の部活動を中心に行う。

7 登下校について

- (1) 自転車の使用は、自転車通学の規則に準じ、たすき・ヘルメットを必ず着用する。
- (2) バス発着時刻等について
 - ① 登校時 始発は7:30発、学校には8:00までに到着する。
 - ② 下校時 下校時刻に合わせて運行 ※3(1)参照
- (3) 土曜、日曜、祝祭日のスクールバスの運行について
土曜、祝祭日は1便運行する。日曜日は運行しない。
- (4) 長期休業中等のスクールバスの運行について
春休み平日1便運行する。週休日の運行はしない。
- (5) 上記期間中のスクールバス運行のない場合の取り扱いについて
スクールバスの運行のない日及び時間帯に練習する場合は、保護者の送迎または土曜日・日曜日・祝祭日・長期休業中限定の「部活動生特別自転車通学許可」を出し、対応する。
- (6) 徒歩通学の生徒も休日を含めて、校則に準じて登下校しなければならない。

8 3年生の引退後の部活動参加について

- (1) 引退後の3年生の部活動への参加は、スポーツ特待で高校進学が決定している者が学年末テスト終了以降、顧問の許可を得て参加できるものとする。
- (2) 卒業後の参加は、事前に顧問の了解を得て、かつ、参加するにふさわしい身なりや態度で参加するものとする。
- (3) 推薦入試で実技試験がある生徒については、部活動顧問会の許可を得て3学期から部活動に参加できるものとする。

9 その他

- (1) 個人で使用する道具については、個人または保護者負担とする。
- (2) 運営費は、育成会による補助と、部員から徴収する部費をもってあてる。
- (3) 本校の生活のきまりや部活動のきまりに違反したり、非行問題が生じたりした場合は、部活動顧問会にはかり、職員会議で検討し、学校長の承認を受け、部活動顧問会の責任において、練習中止・大会出場停止等の処分を科す場合もある。
(例) 5日間の部活動停止及び次の大会の出場停止とする。
- (4) 雨天時の体育館の使用は、関係部顧問の話し合いで決める。
- (5) 本校で試合（練習試合）が行われるときは事前に連絡し、関係顧問と話し合いの上決定する。
- (6) 対外試合の上限は、県のガイドラインでは15回程度となっている。
- (7) スポーツ傷害保険には必ず加入すること。万が一ケガ等が発生した場合その保険の適用は、日本体育健康センター保険もしくは、スポーツ傷害保険のいずれかを適用するものとする。
- (8) 技術指導の充実を図るために、外部指導者を委嘱することができる。
※ 人選は校長、顧問が行うものとし、委嘱は学校長が行う。1年更新とする。外部指導者に関わる経費は当該育成会が支出する。